

定例記者発表次第

日時／令和3年3月19日（金）
10時30分～
会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用による“アフターコロナ 矢板創生戦略”（3次補正対応）の取組について（総合政策課）
- (2) 矢板市の公共交通リニューアルについて（総務課）
- (3) 矢板市企業誘致条例の拡充について（商工観光課）
- (4) キャッシュレス決済の導入について（出納室）

3 資料提供

- (1) 第39回やいた四季観光写真コンテストの審査結果について（秘書広報課）
- (2) 申請書等の押印見直しについて（総務課）
- (3) 令和2年度インフルエンザワクチン予防接種の実績について（健康増進課）
- (4) 林業・木材産業PR動画の公開について（農林課）

4 質疑応答

5 その他

6 閉会



記者発表予定 4月16日（金）10時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和3年3月19日（金）発表・提供

件 名	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用による “アフターコロナ矢板創生戦略”（3次補正対応）の取組について
<p>（説明文）</p> <p>2020年の年末から再拡大した新型コロナウイルス感染症により、栃木県においても2021年1月14日から2月7日まで緊急事態が宣言されました。また、この間においては、外出自粛や飲食店に対する夜間の営業自粛などが呼び掛けられ、緊急事態宣言の解除後においても段階的にこれらの呼びかけが解除されたところです。</p> <p>一方、国においては「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、第3次補正予算により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1.5兆円が追加計上されました。</p> <p>矢板市では、3月15日現在の感染者数が15人（人口10万人当たり48.2人）と感染者数が低い状況となっていますが、営業自粛などによる経済への影響は大きいものと考えております。</p> <p>そこで、本市として、これまでの取組を踏まえつつも、さらに着実に市民のいのちを守り、かつ市内経済の下支えや回復等をしっかりと行っていくために、“アフターコロナ矢板創生戦略”の3次補正対応分を取りまとめましたので、これを発表するものです。</p> <p>（※国の第3次補正配分を繰越し、市の令和3年度補正予算第1号により措置）</p> <p>1 基本目標</p> <p>今回の新型コロナ禍を、本市の社会経済構造を見直す機会を捉え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しながら、“未来志向”での取組を推進することで、感染症に強いまちづくりと矢板市における地方創生の実現を図る。</p> <p>2 基本方向</p> <p>「いのちを守る」、「経済を復興する」、「学びを取り戻す」という基本方向を維持するとともに、これらの政策間連携を図っていく。</p>	

3 期間

令和2年5月18日～令和4年3月31日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

(1) 事業内容及び事業費等

別紙1のとおり

(2) 事業総額

147,116千円（うち交付金充当額：147,116千円）

※提供資料の有無：（別添のとおり）・無

担当課・担当名	総合政策課 政策企画担当		
担当者名	高橋 和寛		
電話番号	0287-43-1112 (直)	内線電話番号	222

“アフターコロナ矢板創生戦略”の主要事業（令和3年度事業）

（令和3年3月18日現在）

基本方向・No.・事業名		事業内容	事業費 (千円)	所管課
▷ いのちを守る				
1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金（医療機関交付金）	新型コロナウイルスワクチン接種に協力いただく市内医療機関に対し交付金を交付し、適切かつ迅速に接種が行われる体制を構築する。	4,200	健康増進課
2	矢板市子ども未来館新生活様式等改修工事	新しい生活様式に対応した設備等の導入により感染しにくい施設とするとともに、バリアフリー化、非常時電源等の配置により、災害時に配慮を要する高齢者や子連れの家庭が密を避けて安心安全に避難できる体制の整備を行う	50,000	子ども課
3	感染防止対策設備導入支援事業	中小企業者や個人事業主等が、店舗や事務所等に新しい生活様式として市内事業者から空気清浄器や自動検温器などの購入する際の費用の一部を支援すると共に、市内経済の活性化を図る	10,110	商工観光課
4	飛沫防止パネル購入事業	新型コロナウイルス感染症に対し、飛沫防止パネルを市内事業者へ発注し、雇用の維持に努めるとともに、感染拡大防止を図る	1,650	商工観光課
▷ 経済を復興する				
5	プレミアム付き商品券・リフォーム券発行事業補助金	外出自粛等で購買意欲が低下した消費者に対し、プレミアム付き商品券やリフォーム券を発行し、地域経済の活性化を図る	29,140	商工観光課
6	地元産材活用支援事業	地元農畜産物を市内小中学校の学校給食に使用することにより、地域の農林業等に係る事業者の支援や地元産品の良さを幅広く伝える	6,300	農林課
7	テイクアウトクーポン券発行事業	コロナによる外出自粛等により経営が悪化した飲食業を支援するためのクーポン発行に要する経費の助成	14,040	商工観光課
8	営業支援金事業	緊急事態宣言の発令に伴い飲食店の営業時間短縮や外出自粛の影響で売上げが減少し、国の一時金の対象外である中小事業者及び個人事業主に対し支援金を給付する	7,060	商工観光課
9	レンタサイクル導入による周遊観光開発	レンタサイクル導入によりwithコロナ対応の地域資源を巡る観光コンテンツを造成し、観光客の呼び戻しを図る	2,500	商工観光課
10	やいたの魅力発信事業	コロナ禍の影響により減少した流入人口の増加を図るため、夕方のテレビ番組内に市の情報発信コーナーを設けて映像を活用したプロモーション活動を行う	3,080	秘書広報課
▷ 学びを取り戻す				
11	図書館パワーアップ事業	図書館において、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを軽減するため、電子書籍を導入する	15,007	生涯学習課
▷ いのちを守る × 経済を復興する				
12	感染防止対策設備導入支援事業	No.3の事業（再掲）	10,110	商工観光課
13	飛沫防止パネル購入事業	No.4の事業（再掲）	1,650	商工観光課
▷ いのちを守る × 学びを取り戻す				
14	・図書館パワーアップ事業	No.11の事業（再掲）	15,007	生涯学習課
▷ 経済を復興する × 学びを取り戻す				
15	・地元産材活用支援事業	No.6の事業（再掲）	6,300	農林課

記者発表資料

令和 3 年 3 月 1 9 日 (金) 発表・提供

件 名	矢板市の公共交通リニューアルについて		
<p>現在の市営バス路線を令和 3 年 9 月末で廃止し、10 月からデマンド交通と中央部循環路線とに再編し、矢板市の公共交通をリニューアルします。</p> <p>1 目的 (趣旨)</p> <p>平成 11 年度から定時定路線型の市営バスを運行しておりますが、公共交通の人口カバー率が 74.6% と低く、バス停まで遠く本数も少ないなどの課題がありました。高齢者や運転免許返納者の増加等に伴う公共交通需要に対応するため、令和 2 年 3 月に策定した矢板市地域公共交通網形成計画に基づき、事前予約に応じて乗り合いで運行する「デマンド交通」の導入と、中心市街地を循環する「中央部循環路線」の充実を図るものです。</p> <p>2 再編の時期 令和 3 年 10 月 1 日～ (8 月からデマンド交通の利用者登録開始を予定)</p> <p>3 再編の内容 別紙のとおり</p> <p>4 その他</p> <p>◆地域共助型生活交通の試験的導入 (県内初)</p> <p>地域が主体となり、地域の移動需要に応じて運行する交通体系で、ドライバーも地域住民が担います。来年度、コリーナ矢板・玉田地区での試験的導入を検討中です。(市は導入に向けての手続きや運行に係る経費等の支援を行う。)</p> <p>※提供資料の有無：<input type="checkbox"/> (別添のとおり)・無</p>			
担 当 課 ・ 担 当 名	総務部総務課管財担当		
担 当 者 名	高瀬 智明		
電 話 番 号	0287-43-1113	内線電話番号	231

矢板市の公共交通がリニューアルします!!

中央部循環路線



デマンド交通

運行開始

令和3年10月1日～

の2つの交通で市内をより便利に結びます。



中央部循環路線

中心市街地を定期的に循環。中心市街地をより便利に。

利用料金

中央部
循環路線
1回乗車

100円

大人
(中学生以上)

50円

小学生・
高齢者(65歳以上)
・障がい者

無料

ともなりパス

未就学児
無料

*障がい者：障がい者手帳(身体、精神)又は療育手帳を提示した方

運行日

月～土曜
*日・祝日、年末年始
(12/29～1/3)は運休

運行時間

8時～17時の間 *昼休憩を除く
1時間ごとに運行

車両タイプ

現行の市営バス
*13人乗り

路線図



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図



デマンド交通

郊外の交通不便な地域を運行。目的地まで乗り合いで送迎。

利用料金

片道

500円

大人
(中学生以上)

300円

小学生・高齢者(65歳以上)
・障がい者

200円

ともなりパス

未就学児
無料

往復

800円

500円

300円

*障がい者：障がい者手帳(身体、精神)又は療育手帳を提示した方

運行エリア

矢板市内全域で
ご利用いただけます。

利用できる方

市内在住で利用登録された方
*中心市街地エリア(右図)在住の方は
デマンド交通を利用できません。



- 郊外在住の方は、デマンド交通を利用して、より便利に「中心市街地」へ。
- 中心市街地在住の方は、中央部循環路線をご利用ください。

運行方式

利用者の自宅⇄市内の指定施設

*指定施設：医療機関、公共施設、駅、歯科医院、温泉施設、主な商業施設、金融機関・郵便局

▶くわしくは、一覧を公開予定

デマンド交通の利用方法

① 電話、スマートフォン、パソコンで時間を指定して予約できます。



② ご自宅の近くで乗り降りできます。



③ 目的の施設の入口付近で乗り降りできます。



※乗り合いのため、発着の時間指定はできません。

運行日

月～土曜 *日・祝日、年末年始
(12/29～1/3)は運休

運行時間

8時～17時の間

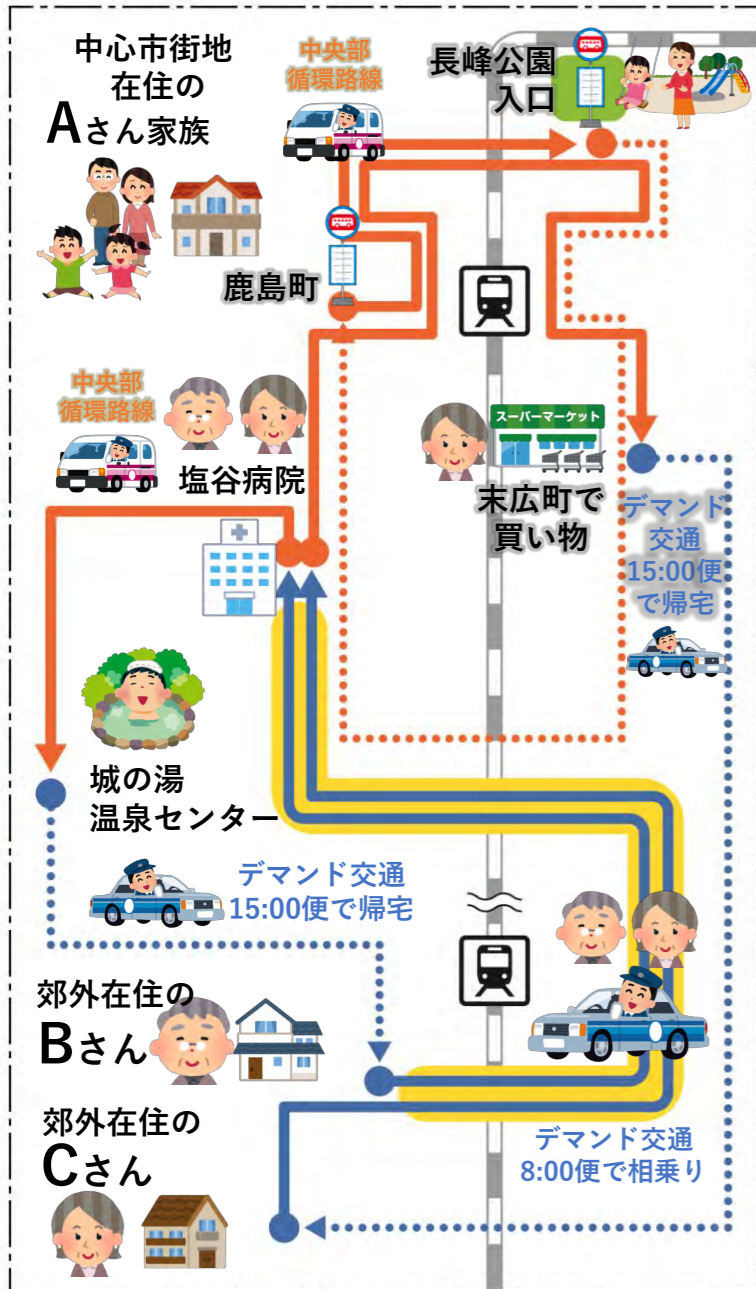
*8時便	*11時便	*14時便
*9時便	*12時便	*15時便
*10時便	*13時便	*16時便

車両タイプ

セダンタイプ5人乗り *運転手含む
*3台で運行

新しい公共交通の利用イメージ

矢板市の中心市街地在住のAさん家族、郊外在住のBさんとCさんが矢板市の新しい公共交通をどのように使うかをシミュレーションします。



	中心市街地 在住	郊外在住	
	A家族	Bさん (ともなりバス保有)	Cさん (高齢者)
8時		デマンド交通乗車 ↓ 塩谷病院下車	デマンド交通乗車 ↓ 塩谷病院下車
9時			
10時	中央部循環路線 鹿島町乗車 ↓ 長峰公園入口下車	塩谷病院で診察	塩谷病院で診察
11時			
12時		中央部循環路線 塩谷病院前乗車 ↓ 城の湯温泉センター下車	中央部循環路線 塩谷病院前乗車 ↓ 末広町下車
13時		長峰公園で遊ぶ	スーパーマーケット 買い物
14時		温泉センター滞在	
15時	中央部循環路線 長峰公園入口乗車 ↓ 鹿島町下車	デマンド交通乗車 ↓ 帰宅	デマンド交通乗車 ↓ 帰宅
料金	中央部循環路線 大人100円×2人 小学生50円×2人 =300円(2回) 【合計】600円	デマンド交通 ともなりバス 往復300円 中央部循環路線 ともなりバス 無料 【合計】300円	デマンド交通 高齢者 往復500円 中央部循環路線 高齢者50円 【合計】550円

- 現在の市営バスの1日券、回数券、定期券は10月から廃止します。
(お手持ちの券の取り扱いについては別途お知らせ)
- 中央部循環路線の時刻表やデマンド交通の利用登録方法は別途お知らせします。
- ともなりバスの交付には、申請が必要です。

ともなりバスとは?

ともなりバス65……運転免許証を返納した65歳以上の方に交付
【くらし安全環境課】 ☎43-6755

ともなりバス75……75歳以上の方に交付
【高齢対策課】 ☎43-3896



〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

Tel : 0287-43-1113 (総務課)
Fax : 0287-43-2292 (総務課)



矢板市 公共交通 リニューアル

矢板市の公共交通が
より便利に
使いやすくなります!!



⚠ 現在の市営バスの運行は令和3年9月末までとなります。



中央部循環路線 2021(令和3)年10月START!! デマンド交通



記者発表資料

令和3年3月19日（金）発表・提供

件名	矢板市企業誘致条例の拡充について		
(説明文)	<p>矢板南産業団地の販売区画が残りわずかになったことを受け、市内全域へ企業誘致を推進するため、矢板市企業誘致条例を一部改正しました。</p> <p>1 目的</p> <p>本市における企業誘致を推進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とします。</p> <p>2 内容</p> <p>奨励金の交付対象区域は、工業系の用途地域等の誘致地域から市内全域に拡大するとともに、従来の奨励金に加え、ホテル等立地奨励金、医療立地奨励金及びオフィス立地奨励金を追加しました。</p> <p>誘致地域以外に立地したときの奨励金交付額は、誘致地域の1/2とします。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>		
※提供資料の有無：有（別添のとおり）・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
担当課・グループ	商工観光課商工担当		
担当者名	藤田仁美		
電話番号	0287-43-6211	内線電話番号	421

記者発表資料

令和3年3月19日（金）発表・提供

件名	キャッシュレス決済の導入について		
<p>(説明文)</p> <p>令和3年4月1日から、スマートフォンを利用して、庁舎窓口で支払う証明手数料や施設使用料等が「Pay Pay」で支払えるようになります。また、市税や水道料金などのバーコードが付いた納入通知書もスマートフォンによる「Pay Pay」・「LINE Pay」で自宅に居ながら納付できるようになります。</p> <p>1. 目的（趣旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の利便性の向上 ・新型コロナウイルス感染症予防対策 <p>2. 開始日 令和3年4月1日</p> <p>3. 対象科目等</p> <p><窓口でのQRコード読み取りによる支払いの主なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民課：住民票、戸籍及び戸籍の附票等の写しの交付手数料、印鑑登録手数料、印鑑登録証明手数料、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料、個人番号カード再発行手数料、身分に関する証明手数料 ●税務課：納税証明、課税証明、所得証明等の発行手数料、地番図等の写しの交付手数料、住宅用家屋証明手数料、土地、建物に関する証明手数料 ●出納室：地籍調査の成果証明手数料、農地に関する証明手数料、市道路線図の写しの交付証明書、市営バス定期券・回数券、畜犬登録手数料 ●生涯学習課：生涯学習館使用料、体育施設使用料（指定管理施設を除く） ●各公民館：公民館使用料 <p><自宅での納入通知書のバーコード読み取りによる納付></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市県民税（普通徴収分） ●固定資産税 ●都市計画税 ●軽自動車税 ●国民健康保険税 ●介護保険料 ●後期高齢者医療保険料 ●水道料金 ●下水道使用料 <p>4. 導入経費 無料</p> <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）・<input type="checkbox"/>無</p>			
担当課・担当名	出納室		
担当者名	阿久津 順子		
電話番号	0287-43-6215	内線電話番号	302

記者発表資料

令和 3 年 3 月 1 9 日 (金) 発表・提供

件 名	申請書等の押印見直しについて		
(説明文)			
1 目的 (趣旨)			
<p>行政手続の負担軽減を図るため、市民の方や個人事業者等に求めている申請書等の氏名欄への押印について見直しを行い、契約書など法律等により義務とされているものなど一部の申請書等を除き、押印を不要とします。</p>			
2 実施日 令和 3 年 4 月 1 日から			
3 見直しの内容			
<p>別紙「申請書等の押印見直しに向けた判断基準」により、「1 押印が必要なもの」「2 署名が必要なもの」「3 押印も署名も必要ないもの」の 3 つに分類した。</p>			
4 申請書等の数			
<p>・見直しの対象となる申請書等の数 1, 5 7 3 様式</p> <p>うち 1 に該当するもの 6 6 様式</p> <p>2 に該当するもの 1, 2 9 2 様式</p> <p>3 に該当するもの 2 1 5 様式</p>			
5 例規整備			
<p>条 例：3 月定例会に提出</p> <p>規 則 等：申請書等の押印の省略に関する規則により対応</p> <p>要綱・要領等：当面は運用で対応し、令和 3 年度中に改正を行う</p>			
※提供資料の有無： <input checked="" type="checkbox"/> (別添のとおり)・無			
担 当 課 ・ 担 当 名	総務課行政担当		
担 当 者 名	佐藤 賢一		
電 話 番 号	0287-43-1113	内線電話番号	206

個人及び事業者が行う申請手続等において、市民等に求めている申請書の氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

署名：自己の氏名を手書（自署）すること

記名：自己の氏名を手書（自署）することではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと

《判断基準》

1 押印が必要なもの

- (1) 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
 - ・契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
- (2) 上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・国や県が押印欄のある様式を定めている場合でも押印が義務付けられていない場合を含まない。
 - ・国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。

2 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

- (1) 国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの
 - ・署名又は記名押印の選択制としているものを含む。
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
 - ア 手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
 - ・振込先が本人口座に限られる場合を含まない。
 - イ その他、許可申請書等、本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
- (3) 診断書、意見書、証明書等、本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

※個人、個人事業者及び法人格のない団体については、本人（代表者）が手書しない場合は記名押印も可とする。

※法人については、原則として記名押印とする。

※署名された申請書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

3 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名でよいもの）

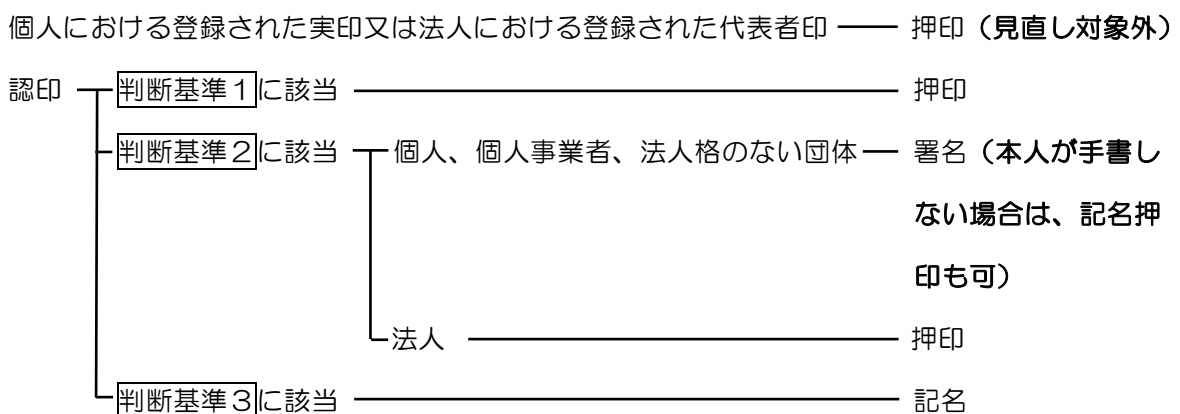
(1) 本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの

ア 施設の利用申込み、閲覧・縦覧の申請書等対象が不特定の者で、押印や署名を求めてまで本人の意思による申請であることを担保する必要性がないもの

イ 届出事項の変更等、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの

(2) 判断基準2(2)に該当する場合でも、本人確認書類の受領により本人の意思による申請であることが担保できるもの

（参考）



記者発表資料

令和3年3月19日（金）提供

件名	令和2年度インフルエンザワクチン予防接種の実績について																																
<p>令和2年度の矢板市におけるインフルエンザワクチン予防接種の実績について発表します。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐことを目的とし、インフルエンザワクチンをより多くの方に接種していただくため、インフルエンザワクチン接種への助成を以下のとおり拡大し実施しました。</p> <p>子ども（18歳以下）：1回につき1,000円を助成し、1回目の接種に対し2,000円分の子育て応援券を送付</p> <p>高齢者（65歳以上）：自己負担の1,000円分以外を助成し、2,000円分の道の駅やいた商品券を送付</p> <p>成人（19歳から64歳まで）：2,000円を助成</p> <p>2 令和2年度の矢板市におけるインフルエンザワクチンの接種状況</p> <p>①子ども</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度対象者数</th> <th>2月末接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,561人</td> <td>2,624人</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <th>令和元年度対象者数</th> <th>2月末接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> <tr> <td>4,735人</td> <td>2,097人</td> <td>44.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②高齢者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度対象者数</th> <th>2月末接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,285人</td> <td>6,811人</td> <td>66.2%</td> </tr> <tr> <th>令和元年度対象者数</th> <th>2月末接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> <tr> <td>9,742人</td> <td>5,214人</td> <td>53.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③成人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度対象者数</th> <th>2月末接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,990人</td> <td>5,534人</td> <td>32.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○例年助成を実施している子ども・高齢者については、いずれも10%以上接種率が向上した。また、成人の接種率については、勤務先にて接種を実施した場合等、市の助成を利用していない方の数を含んでいないため、他の区分と比べ低くなっている。</p> <p>提供資料の有無：有</p>				令和2年度対象者数	2月末接種者数	接種率	4,561人	2,624人	57.5%	令和元年度対象者数	2月末接種者数	接種率	4,735人	2,097人	44.3%	令和2年度対象者数	2月末接種者数	接種率	10,285人	6,811人	66.2%	令和元年度対象者数	2月末接種者数	接種率	9,742人	5,214人	53.5%	令和2年度対象者数	2月末接種者数	接種率	16,990人	5,534人	32.6%
令和2年度対象者数	2月末接種者数	接種率																															
4,561人	2,624人	57.5%																															
令和元年度対象者数	2月末接種者数	接種率																															
4,735人	2,097人	44.3%																															
令和2年度対象者数	2月末接種者数	接種率																															
10,285人	6,811人	66.2%																															
令和元年度対象者数	2月末接種者数	接種率																															
9,742人	5,214人	53.5%																															
令和2年度対象者数	2月末接種者数	接種率																															
16,990人	5,534人	32.6%																															
担当課・グループ	健康増進課 健康増進担当																																
担当者名	相馬香織・中村哲也																																
電話番号	0287-43-1118	内線電話番号	351																														

令和2年度矢板市インフルエンザ予防接種状況

H33.3.12 現在

子ども (18歳以下)	対象者	10月中	11月中	12月中	1月中	2月中	2月末(累計)	
		接種者	接種者	接種者	接種者	接種者	接種者	接種率
令和2年度(1回目)	4,561人	1,253人	1,178人	192人	1人	0人	2,624人	57.5%
令和2年度(2回目)		90人	829人	376人	14人	0人	1,309人	
令和元年度(1回目)	4,735人	246人	1,351人	483人	16人	1人	2,097人	44.3%
令和元年度(2回目)	人	4人	301人	791人	99人	5人	1,200人	
比較増減	△174人	1,007人	△173人	△291人	△15人	△1人	527人	13.2%

高齢者 (65歳以上)	対象者	10月中	11月中	12月中	1月中	2月中	2月末(累計)	
		接種者	接種者	接種者	接種者	接種者	接種者	接種率
令和2年度	10,285人	4,067人	2,094人	632人	16人	2人	6,811人	66.2%
令和元年度	9,742人	994人	3,302人	858人	46人	14人	5,214人	53.5%
比較増減	543人	3,073人	△1,208人	△226人	△30人	△12人	1,597人	12.7%

成人 (18歳以上64歳)	対象者	10月末	11月中	12月中	1月中	2月中	2月末(累計)	
		接種者	接種者	接種者	接種者	接種者	接種者	接種率
令和2年度	16,990人	1,861人	2,761人	897人	14人	1人	5,534人	32.6%

助成額等

子ども	助成額	1,000円
高齢者	自己負担額	1,000円
成人	助成額	2,000円

記者発表資料

令和 3 年 3 月 1 9 日（金）発表・提供

件 名	林業・木材産業 P R 動画の公開について		
(説明文)	<p>矢板市は、平成 3 0 年度に林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業のモデル地域に選定され、平成 3 0 年度から 5 年間、国の支援を受け、林業・木材産業の成長産業化を目指し、アクションプランの作成、林業現場の I C T 活用による作業効率化、現場人材の育成および新規人材の確保等の事業に取り組み、森林整備促進の加速化を図っています。モデル事業の実施主体である矢板市林業・木材産業成長化推進協議会（会長：矢板市長）は、取組の一環で、林業・木材産業を P R して新規人材確保を目的に、令和元年度にポスター・パンフレットを作成し、令和 2 年度に動画を作成しました。動画は、まちづくりに取り組む「特定非営利活動法人 T A K I B I」が制作しました。</p> <p>1 目的（趣旨）</p> <p>作成した動画は、Y o u t u b e 公式チャンネルで公開し、不特定多数の方へ情報発信し、林業・木材産業の魅力を伝え、新規人材確保の促進を図ります。</p> <p>2 日時</p> <p>令和 3 年 3 月 9 日（火）公開</p> <p>3 動画の詳細</p> <p>動画のタイトル Be a foresty worker～もりのしごと～</p> <p>時間 2 分 3 0 秒程度</p> <p>U R L https://youtu.be/rRCGpqXCXwE</p> <p>4 内容</p> <p>動画の内容は、壮大な林業現場での作業（主伐・植林・下刈）と、伐採された木は、工場で製材された後、住まい等に活用され、私たちの生活を支えている、というストーリーで、ロケーション地は広大な高原山の麓、豊富な森林資源に恵まれた矢板市であり、取材協力は、市内の製材工場および市内林業事業者に勤務されている方々です。</p> <p>※提供資料の有無：<input checked="" type="radio"/>有（別添のとおり）・無</p>		
担 当 課 ・ 担 当 名	農林課・林政担当		
担 当 者 名	斎藤 敦子		
電 話 番 号	0287-43-6210	内線電話番号	401

